

## 第1 プラン策定の趣旨等

## 1. プラン策定の趣旨

県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針

現行の「やまなし障害者プラン2015」(平成27~29年度)の検証を行うとともに、関係法令の改正、本県における新たな課題や障害児・障害者施策を取り巻く環境変化を踏まえ、総合的かつ計画的に障害児・障害者施策を展開するために策定

## 2. プランの位置づけ

障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び、児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を統合して策定

ダイナミックやまなし総合計画における部門計画

## 3. プランの期間

2018(平成30)年度から2020(平成32)年度までの3年間

## 第2 基本的な考え方

「やまなし障害者プラン2015」に掲げた基本理念などを踏襲しつつ、関係法令の改正や国の基本指針に即して策定していく。

## 1. 基本理念

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

## 2. 基本的視点

- (1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (2) あらゆる場面における利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある高齢者・子ども・女性といった複合的困難に配慮した、きめ細かい支援
- (6) PDCAサイクルを通じた実効性のある取組の推進

## 第3 障害者計画に関する具体的な施策

## 1. 施策の柱

## 2. 基本的施策

## 3. 具体的施策(例)

(1)心のバリア ・物理的 バリアの除去	相互理解の促進	共生社会に関する周知啓発の推進、福祉教育の推進
	民間との協働体制の整備・市町村との連携	NPO・ボランティア等の地域福祉活動への支援、地域に根付いたボランティアの養成や掘り起しを推進、審議会等への参画の推進
	差別の解消及び権利擁護の推進	合理的配慮に関する啓発・広報の推進、地域相談員の設置、障害者に対する差別その他の権利侵害の防止、相談・解決等に関する連携充実
	ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上	公共施設・公共交通機関におけるバリアフリーの推進、障害者に配慮したまちづくり、グループホームの充実を促進、意思疎通支援の充実
	安全・安心の確保	防災対策の推進、防犯対策の推進、消費者トラブルの防止
(2)自立生活・自己決定の支援と障害福祉サービスなどの充実	自己選択・自己決定の支援	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談支援の充実、ピアサポーターの育成、家族に対する支援、成年後見制度の周知
	障害福祉サービスの充実・質の向上	訪問系・日中活動系サービスの充実、障害児向け支援の充実、人材の育成・確保、福祉サービス第三者評価制度の推進
	保健・医療の充実	障害の原因となる疾病などの予防、保健・医療との連携、地域リハビリテーションの推進、発達障害者支援の一層の充実
(3)障害のある人の能力・生活の質の向上	教育の充実	地域療育の推進、インクルーシブ教育の推進、乳幼児期からの就学相談の充実、特別支援学校の機能充実、教員の専門性と指導力の向上
	雇用・就労、経済的な自立に向けた支援	雇用の促進、一般就労に向けた支援、県版ジョブコーチの活用、就労定着に向けた支援、農福連携などによる就労の場の拡大・工賃の向上、進路指導等における特別支援学校との連携
	文化芸術活動・スポーツを含む社会参加への支援	外出・移動の支援、文化・芸術・スポーツ活動の充実、各種指導員の派遣、行政情報のバリアフリー化の推進、選挙における配慮の推進

## 第4 障害福祉計画 及び 新 障害児福祉計画

- (1) 基本的理念(障害福祉計画及び障害児福祉計画)・法令の根拠と趣旨、基本的理念、目的及び特色等
- (2) 成果指標となる提供体制の確保に係る目標  
障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標  
障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
- (3) 活動指標となるサービスの給付や見込量などの実施状況支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策  
ア) 各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量及びその見込量の確保のための方策  
イ) 各年度の指定通所支援等の種類ごとの必要量及びその見込量の確保のための方策  
障害保健福祉圏域を単位とした指定障害福祉サービス・指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策  
各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- (4) 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項  
実施する事業の内容  
各年度における事業の種類ごとの見込み量  
各事業の見込量の確保のための方策
- (5) 指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保、または資質の向上のために実施する措置に関する事項
- (6) 関係機関との連携に関する事項  
指定障害福祉サービス、または指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、その他の関係機関との連携に関する事項  
指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (7) 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価方法

